

別表2 地区組織強化事業 諸謝金単価基準表

【執行基準】

- (1)職務専念義務の免除を受けている国及び自治体職員にも支給する。
- (2)交通費を考慮する必要がある場合は、県職員旅費に準じた計算方法で算出される額を加算することができる。

1 研修会・実技指導の講師の場合

講師の種別		基準単価	備考
大学等の研究者及びその分野において専門知識を持つ者	教授級	13,000円/1時間上限	
	准教授級	8,000円/1時間上限	
	講師・助教・助手級	6,000円/1時間上限	
専門家	医師、弁護士	13,000円/1時間上限	免許保有者に限る。
	その他	6,000円/1時間上限	有資格者に限る。
企業		8,000円/1時間上限	
実技指導者		5,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの実技指導

・上記の基準単価により難しい場合は、岐阜県スポーツ少年団事務局にご相談ください。

・謝金の支払いについては、地区及び実施市町村において、所得税10.21%の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。
 なお、手続き等については、所管の税務署の指示に従って行うこと。

2 各種大会役員・スタッフの場合

役員・スタッフの種別	基準単価	備考
医師	19,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの応急治療業務
看護師	12,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの看護業務
審判員	3,000円/1日上限	スポーツ大会の審判業務
競技役員・運営スタッフ	2,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの役員、スタッフ

・上記の基準単価により難しい場合は、岐阜県スポーツ少年団事務局にご相談ください。

・上記の場合は、源泉徴収義務を負わない。

2 宿泊費

区分	宿泊費(1泊につき)
金額	9,800円